

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年9月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第10号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月9日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年7月9日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 32,962円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 41歳男性
- 3 事故の概要

平成30年4月9日午後3時45分頃、亀岡市北町地内において、駐車場から市道紺屋停車場線に進入するため、自動車と同線歩道を横切ったところ、割れていた陶板が跳ね上がり、車両の底が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 32,962円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 41歳男性
- 3 事故の概要

平成30年4月9日午後3時45分頃、亀岡市北町地内において、駐車場から市道紺屋停車場線に進入するため、自動車と同線歩道を横切ったところ、割れていた陶板が跳ね上がり、車両の底が損傷した。